

岡山市被災農業者リスタート奨励金交付要綱

岡山市告示第595号

平成23年7月20日

(趣旨)

第1条 この告示は、東日本大震災等により被災した農業者であって、市内において農業経営を再開しようとするものが、将来にわたり農業経営を続けていくための基盤整備及び初期経営安定化を支援するため、予算の範囲内において岡山市被災農業者リスタート奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 奨励金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、被災農業者等が市内において農業経営を開始する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、新たに市内で農業に就業する者で、次に掲げる要件に該当するものとする。ただし、夫婦又は親子関係にある者がいずれも次に掲げる要件に該当する場合であって、同一経営体により就業するものであるときは、いずれか1人を補助事業者とするものとする。

- (1) 東日本大震災により被災した農業者又は福島第一原子力発電所において発生した事故に係る原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく出荷制限指示を受けた地域（当該事故に関し、出荷制限指示が解除された地域を含む。）で農業経営を行っていたこと。
- (2) 将来にわたり、原則として専業（年間従事日数が概ね250日以上）で農業経営を続けていく意思を有すること。

(3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく10アール以上の農地の利用権設定を受けた者又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可により耕作の権利を得ていること。（農業委員会が別に定める農地の権利取得面積（20アールから50アール）に達した者に限る。）

(4) 第7条の規定による奨励金の交付申請時において、原則55歳未満であること。

(5) 市内に住所を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

（奨励金の額等）

第5条 第1条の目的を達成するため、市長が交付する奨励金の区分及び金額は、次のとおりとする。

(1) 経営開始奨励金 500,000円

(2) 経営安定化奨励金 500,000円

（奨励金の交付の制限）

第6条 奨励金の交付回数は、同一の補助事業者について、それぞれの奨励金の区分につき、1回までとする。

（交付の申請）

第7条 奨励金の交付申請は、規則及びこの告示の定める条項の適用を受けることについて同意した上で、岡山市被災農業者リスタート奨励金（経営開始奨励金）交付申請書（様式第1号）又は岡山市被災農業者リスタート奨励金（経営安定化奨励金）交付申請書（様式第2号）を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、平成24年3月31日までとする。ただし、第5条に規定する経営安定化奨励金の申請を行う場合は、経営開始奨励金の交付決定及び確定通知日から起算して3月以上6月以内の期間とする。

3 第5条の経営開始奨励金を申請する場合において規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 被災証明又は平成23年3月11日現在で第4条第1項第1号に定める地域に居住し、かつ、申請日現在岡山市に居住していることが確認できる書類
- (2) 平成23年3月11日以前に第4条第1項第1号に定める地域で農業経営を行っていたことが確認できる書類（出荷関係書類の写し等）
- (3) 申請日現在、市内に農地を確保したことが確認できる書類及び今後の農業経営の計画が確認できる書類（利用権設定関係書類又は農地法許可証関係書類等及び営農計画書等）
- (4) 市税の完納を証明することができる書類又は市税納付状況確認同意書（様式第3号）
- (5) その他市長が必要と認めた書類

4 第5条の経営安定化奨励金を申請する場合において規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 経営開始奨励金の交付決定及び確定通知書の写し
- (2) 前項各号に掲げる書類。ただし、前回の申請から変更がある場合に限る。

5 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（交付決定及び額の決定）

第8条 市長は、前条の規定による奨励金の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し岡山市被災農業者リスタート奨励金交付決定及び確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（指示事項の遵守）

第9条 補助事業者は、市長が事業報告を求めるなど奨励金の交付に関し必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

（着手及び完了届の免除）

第10条 規則第15条に規定する着手・完了届の提出は要しない。

（奨励金の交付及び実績報告）

第11条 補助事業者は、第8条に規定する奨励金の交付決定及び額の確定があったときは、岡山市被災農業者リスタート奨励金交付請求書（様式第5号）を市長に提出するも

のとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに請求者に奨励金を交付するものとする。

3 補助事業者は、奨励金を受領した日から20日以内に岡山市被災農業者リスタート奨励金実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 奨励金の受領書

(2) 岡山市被災農業者リスタート奨励金交付決定及び確定通知書の写し

5 規則第16条第1項第1号に規定する書類については、添付を要しないものとする。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。